

## 九州大学病院別府病院宿泊施設薫幸寮利用規程

平成16年度九大規程第21号  
制定：平成16年 4月 1日  
最終改正：令和 元年 9月 27日  
(令和元年度九大規程第67号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学病院別府病院（以下「別府病院」という。）の宿泊施設薫幸寮（以下「薫幸寮」という。）の利用に関し必要な事項について定めるものとする。

(利用者の範囲)

第2条 薫幸寮を利用することができる者は、次のとおりとする。

(1) 九州大学の職員又は学生であって、別府病院において診療、研究、研修、実習、会議等を行うもの

(2) 別府病院長が特に必要と認めた者

2 薫幸寮1階部分の使用は、原則として、前項第1号のうち診療を行うものに限って利用できるものとする。ただし、別府病院長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(利用の手続)

第3条 薫幸寮を利用しようとする者は、利用しようとする日の7日前までに、所定の利用申込書を別府病院長に提出し、許可を受けなければならない。

(利用の許可の取消し)

第4条 別府病院長は、利用を許可された者（以下「利用者」という。）が、この規程に違反したとき、若しくは利用申込書に虚偽の記載をしていることが判明したとき、又は特別の必要が生じたときは、利用の許可を取り消すことがある。

2 前項の利用の許可の取消しによって生ずる損害については、本学はその責めを負わないものとする。

(利用者の義務)

第5条 利用者は、別府病院長が定める薫幸寮利用心得を厳守しなければならない。

(損害賠償)

第6条 利用者は、建物又は設備等を損傷又は滅失したときは、直ちに管理人に届け出るとともに、その損害に相当する金額を賠償しなければならない。

(使用料等)

第7条 利用者は、使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料の額は、別表のとおりとする。

3 第1項の使用料は、前納とし、還付しないものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、使用料を無償とする。

(1) 九州大学医員等規程（平成16年度九大規程第147号。以下「医員等規程」という。）

第2条第1項に規定する医員のうち、別府病院長が特に認める者

(2) 医員等規程第2条第4項に規定する研修医のうち、別府病院において臨床研修を行う者

(事務)

第8条 薫幸寮に関する事務は、病院事務部別府病院事務長付施設係において行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規程第82号）

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規程第152号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規程第110号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規程第13号）

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規程第104号）  
この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規程第64号）  
この規程は、平成26年12月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規程第63号）  
この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大規程第22号）  
この規程は、令和元年8月22日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和元年度九大規程第67号）  
この規程は、令和元年10月1日から施行する。

別表（第7条第2項関係）

区 分	1階	2階
一般（1人1泊につき）	2,600円	2,000円
学生（1人1泊につき）	—	1,600円

（備考）

20泊を超えて利用する学生については1人1泊につき1,100円とし、月単位での前納とする。